

業務及び財産の状況に関する説明書

第40期 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

平成30年9月1日作成

監査法人名 ひびき監査法人

〒541-0041

所在地 大阪市中央区北浜2-3-6 北浜山本ビル4階

代表者 理事長 道幸 静児

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ・財務諸表の監査又は証明の業務を行うことを目的とする。
- ・財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務を行うことを目的とする。

(2) 監査法人の沿革

昭和	54. 6. 1	大蔵大臣に監査法人の設立認可申請を行った。
昭和	54. 6. 26	大蔵大臣より 54. 6. 15 付をもって認可を受けた。 大阪市西区西本町1丁目2番8号第五富士ビル新館に事務所を設けた。
昭和	63. 3. 23	事務所を大阪市西区阿波座1丁目2番10号本町岡村ビルに移転した。
平成	17. 7. 1	事務所を大阪市中央区北浜2丁目3番6号北浜山本ビルに移転した。
平成	19. 7. 1	有恒監査法人と合併し、ナニワ監査法人から大阪監査法人と名称変更した。
平成	20. 9. 26	目的に、「財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務を行うこと」を追加した。
平成	26. 7. 1	大阪監査法人が新橋監査法人、ペガサス監査法人と合併し、ひびき監査法人に名称変更した。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当会計年度は新規契約17社、契約解除4社、前年度比13社増加となった。金商法・会社法監査の種別では、前年度比6社増加となった。当会計年度末日現在では、金商法・会社法監査36社を含めて、合計132社の被監査会社等の総数となった。

また、非監査証明業務は財務に関する調査を主な業務として29社に対して行った。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

平成30年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	36社	34社
② 金商法監査	24	—
③ 会社法監査	23	1
④ 学校法人監査	8	—
⑤ 労働組合監査	22	—
⑥ その他の法定監査	6	—
⑦ その他の任意監査	13	—
計	132	35

(4) 非監査証明業務の状況

当期は29社の非監査証明業務を行い、当業務に係る収入金額は63,442千円となった。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人はディスクロージャー制度の一翼を担う監査及び会計の専門家集団として、実務経験豊富な公認会計士によるキメ細かいかつスピーディーな対応をモットーに、財務情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与すべく努力している。

内部管理体制については、組織規程を整備し、社員会、理事会及び評議会の組織体制を確立するとともに、理事長を品質管理の最終責任者として規定している。理事会のもとに品質管理部、総務人事部及び経理部の本部組織を設置し、監査法人としての一元的運営を図っている。

全社員に対する法令遵守意識向上のための研修会の実施、独立性の確認の徹底及びひびき監査法人のホームページのトップに「ホットライン／情報提供窓口」のバナーを設置する等の取り組みを行い、法令等の遵守意識の向上を図っている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

1. 品質管理に関する責任

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、理事長が当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負う。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 職業倫理

倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務、職業専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。

(2) 独立性

当法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日現在で独立性の保持のための方針及び手続に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めている。

確認書を入手した結果、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために適切な措置を講じることとし、適切な措置を講じても問題を解決できないときには、理事会に迅速に報告し討議することとしており、適切であると考えられる場合には社員会で協議し契約を解除することとしている。

また、大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、その主要な担当者(業務執行社員、審査担当社員等)に対して倫理規則等で定める一定期間(7会計期間・インターバル2会計期間)のローテーションを義務付けている。

3. 監査契約の新規の締結及び更新

新規に監査契約を締結する場合は、当法人の監査実施体制及び契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等についての検討結果を社員会に報告し、契約締結に関する承認を得ている。

監査契約を更新する場合は、契約更新の1ヶ月前までに社員会に当法人の監査実施体制及び契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等について報告し、契約更新に関する承認を得ることとしているが、監査報告が無限定適正ないし同趣旨の報告であり、かつ、業務執行社員及び審査担当社員が、契約更新につき特にリスクがないと判断した場合は、理事会にその旨を報告すれば足りることとしている。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

専門要員を採用する場合には、実務経験年数・関与履歴などの情報を十分に考慮して決定している。

教育・訓練については、専門要員の能力及び適性を高めるため、適宜、研修会を開催し、継続的専門研修制度の完全履修を義務付けている。また、業務執行社員は監査現場において、専門要員の指導に注力することとしている。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価することとしている。

専門要員の選任については、業務執行社員はその職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保することができる者を、また、補助者は監査実施の能力、適性、経験、独立性を保持し、十分な時間を確保することができる者をそれぞれの監査業務に選任することとしている。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施

業務執行社員が監査作業の現場において監査補助者に対して常時必要に応じて指示を与え、適時に監査調書を読覧し、必要と認める場合、追加手続を指示するという態勢で監査を実施することとしている。

(2) 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要事項に直面した場合には、業務執行社員は、報告された事項を、必要な場合には、他の実施者とも討議して検討したうえで、当該事項を審査担当社員に事前に相談し、必要あるときは、法人の相談室や日本公認会計士協会の相談窓口にて問合せ、入手した見解を検討し、法人の意見を決定している。

(3) 監査上の判断の相違

監査上の判断の相違が生じる虞のある事項を認識した場合には、適時に、業務執行社員は審査担当社員に事前に相談を行い、審査担当社員と監査上の判断の相違が生じないように努めるが、それでも業務執行社員と審査担当社員との間の監査上の判断の相違が解消できないときには、社員会で協議し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じることとしている。

(4) 監査業務に係る審査

審査については、社員会において関与先毎に、審査対象会社の監査業務に従事せず、かつ、業務執行社員と同程度以上の専門的能力と実務経験を有する社員を審査担当者を選任し、監査計画及び監査意見形成に係る問題点の有無並びに監査意見の形成について、業務執行社員との討議及び裏付けとなる監査調書の検討並びに財務諸表とその監査報告書の検討により審査を実施している。更に決算に及ぼす影響の大きい重要な会計上の見積の変更等については、複数人から構成する上級審査部で上級審査を行うこととしている。

また、業務執行社員と個別審査担当社員との間の判断の相違又は判断が困難な重要な事項等がある場合は、社員会により審査を実施している。

6. 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理のシステムの監視を行っている。品質管理システムの監視は監査事務所としての品質管理システムが適切

に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する「日常的監視」と所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する「定期的な検証」から構成されている。

7. 社員の報酬決定に関する事項

社員の報酬決定については、業務執行社員の報酬が保証業務の依頼人からの報酬金額に連動して決定されることのないよう、特定の保証業務の依頼人からの報酬が大きな部分を占めることのないよう、また、ローテーションがスムーズに行えるように配慮している。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
該当事項なし。

- (4) 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
該当事項なし。

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当法人の理事長 道幸静児は、当法人の第40期（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認している。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
該当事項なし。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

PKF INTERNATIONAL LIMITED との間で、PKF の名称を使用し、技術的情報、マーケティング情報を入手することのできるライセンス契約を締結している。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
25人	0人	25人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

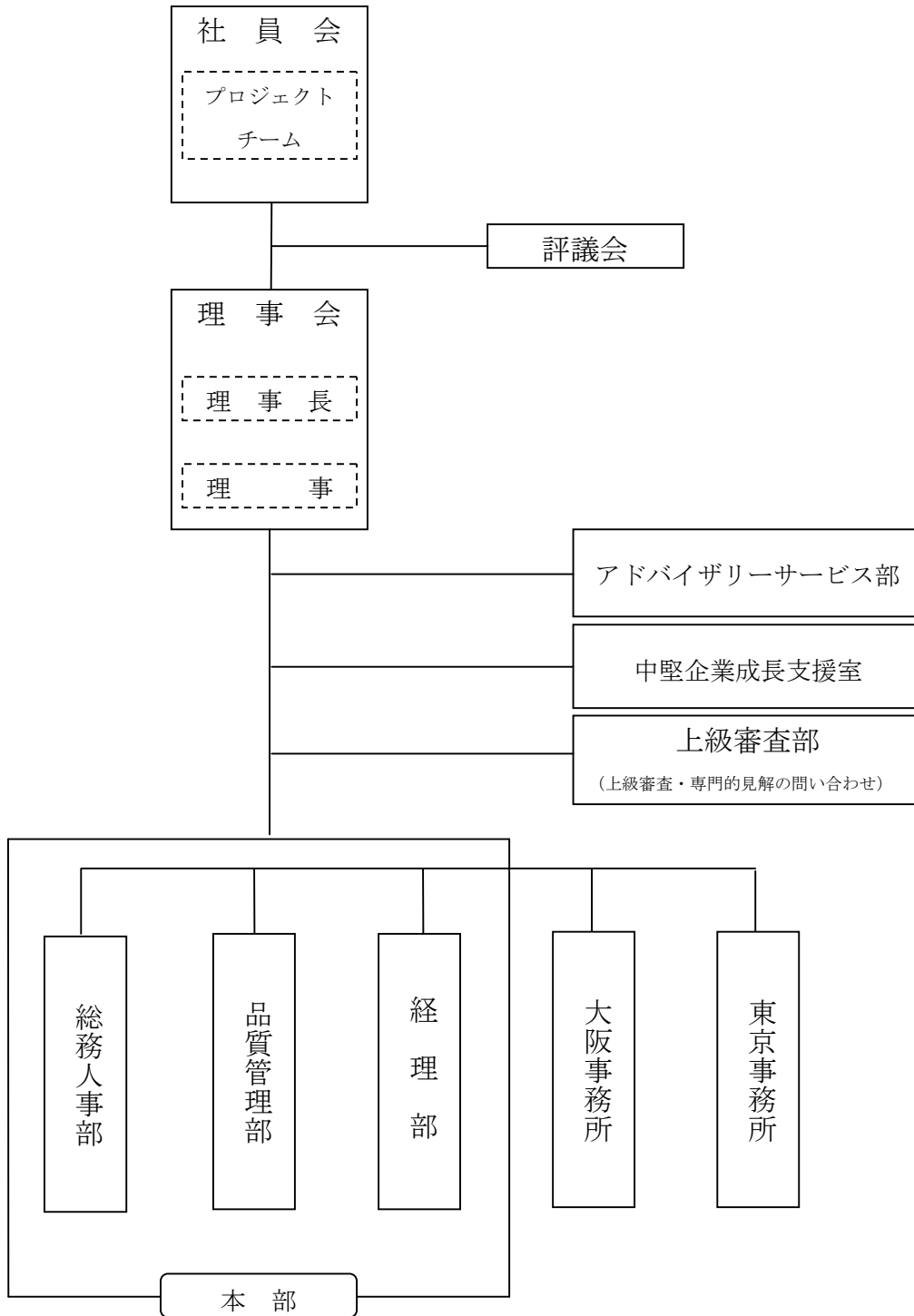
合議体の名称	合議体の構成		
	公認会計士	特定社員	計
社員会	25人	0人	25人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部 大阪事務所	大阪府中央区北浜 2丁目3番6号 北浜山本ビル	20人	0人	20人	98人
(従) 東京事務所	東京都千代田区 神田駿河台3-5-1 三五ビル	5人	0人	5人	29人

四. 監査法人の組織の概要

組 織 図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

期別 項目	第39期 平成28年7月1日 ～平成29年6月30日	第40期 平成29年7月1日 ～平成30年6月30日
売上高		
監査証明業務	1,067,803	1,111,730
非監査証明業務	40,137	63,442
合計	1,107,941	1,175,172

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

(株)リヒトラブ、(株)ワキタ、(株)アテクト、(株)イトーヨーギョー、(株)魚力、エスケー化研(株)、木村化工機(株)、極東開発工業(株)、(株)きんでん、(株)栗本鐵工所、堺化学工業(株)、堺商事(株)、三京化成(株)、(株)シャルレ、セーレン(株)、(株)ソフト99コーポレーション、(株)ダブルスタンダード、ニプロ(株)、日本サード・パーティ(株)、日本商業開発(株)、日本精線(株)、(株)ビジネスブレイン太田昭和、ミヤコ(株)、(株)ヤマシナ、ロックペイント(株)、(株)ビジョナリーホールディングス、(株)ニイタカ、(株)コシダカホールディングス、(株)大森屋、サムティ(株)、日本毛織(株)、クロスプラス(株)、千代田工販(株)、小泉産業(株)、大阪外環状鉄道(株)

以上